

公の施設の指定管理者の指定の件（社会福祉総合センター及びひとり親家庭支援センター）

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置並びに指定管理者

名 称	位 置	指定管理者
札幌市社会福祉総合センター	札幌市中央区大通西19丁目	札幌市中央区大通西19丁目1番1 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 会長 福迫 尚一郎
札幌市ひとり親家庭支援センター	札幌市中央区大通西19丁目	札幌市中央区大通西19丁目札幌市社会福祉総合センター内 公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会 理事長 箭原 恭子

2 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(理 由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、社会福祉総合センター及びひとり親家庭支援センターの指定管理者を指定するため、本案を提出する。